

同時代史学会 News Letter

第15号

(2009年11月) ISSN 1347-7587

2009年度年次大会に向けて

六〇年代論の再構築

安田常雄(国立歴史民俗博物館)

今年の大会委員会では、テーマ設定にあたって、「冷戦」と「1960年代」というキーワードがブーメランのように巡回しつつ、議論がおこなわれた。

すでに「冷戦」終結から10年。その間、「冷戦」とは米ソ対立であるという自明に見えた定義もゆらぎ、アジア地域においても、「冷戦」はいつ始まり、どのように終結したのかをめぐって、多様な議論が存在している。特に近年では、米ソ中心の二極構造から派生する諸問題を、地域的差異を組み込んで検討するトランナショナルな冷戦史も生まれている。

また「1960年代」については、昨年40周年を迎えた「1968年」を記念した歴史化の試みが世界各地で展開された。しかし「1968年」はその一つの象徴であったとしても、「1960年代」をそれに解消することはできない。「1960年代」は、バンドン会議やスターリン批判などで始まり、オイルショック、米中国交回復、ベトナム戦争終結などまで伸びる長い時代であると論じられることもある。日本ではどのように始まり、いつ終わったのか、また東アジアではどのように位置づけられるのだろうか。

大会委員会では、このように「冷戦」と「1960年代」という相互に関連する二つの要素を焦点とする楕円イメージを通して、その同時代史を考えてみることにした。もちろん対象となる問題群は極めて多様であるが、ここでは地域における社会運動と文化に焦点をあて、地域の窓を通して、この課題に接近していくことにした。

午前の部「地域と冷戦」では、池田慎太郎氏には朝鮮戦争とベトナム戦争期の岩国、相川陽一氏にはベ平連運動を軸にした千葉という地域の視点から、「冷戦」の実態を分析していただく。そして地域からの問題提起をふまえ、豊下楯彦氏には広い視点からのコメントをお願いした。また午後の部「60年代論の再構築」では、斎藤美奈子氏には青春文学と青

春歌謡という文化を通し、土屋和代氏には川崎市の市民権運動、平井一臣氏には地域社会運動を通し、「1960年代」像がどのように描き出されるかと論じていただく。コメントはドイツ史の井関正久氏、アメリカ史の油井大三郎氏にお願いし、国際比較を試みたい。

そこからどのような新しい問題と時代像が見えてくるのだろうか。多くの皆様の参加と活発な討論を期待している。

同時代史学会 2005 年度年次大会

六〇年代論の再構築

午前の部 地域と冷戦

報告者：池田慎太郎氏「朝鮮戦争・ベトナム戦争と"基地の街"岩国」

相川陽一氏「ベ平連運動における地域との出会い」

コメンテーター：豊下楯彦氏

午後の部 六〇年代論の再構築

斎藤美奈子氏「青春文学と青春歌謡からみた 60 年代」

土屋和代氏「越境する市民権運動 —— 川崎における日立裁判支援運動と黒人神学」

平井一臣氏「60年代論再考 —— 地域社会運動の視点から」

コメンテーター：井関正久氏

油井大三郎氏

日時：2009年12月5日（土）10:00～17:30（9:30 受付開始）

* 12:00～12:30 まで総会を開催します。ご参加ください。

会場：東京大学本郷キャンパス経済学研究科棟地下1番教室

※大会終了後、懇親会を予定しております。

※資料代として500円を申し受けます。

沖縄における遺骨収集の展開

—集合的記憶の社会的アプローチに関連して—

粟津賢太（南山宗教文化研究所）

本報告の目的は、沖縄における遺骨収集の展開とその動態を、社会学における集合的記憶研究の枠組から理解しようとするものである。

近年、「集合的な記憶」研究はきわめて学際的な問題領域を形成しているが、その理論的な立場は必ずしも明確ではない。それが単なるレトリック以上のものであるならば、もう少し明確に概念規定が施されなくてはならない。

デュルケイム学派の社会学者、モーリス・アルヴァックス(Maurice Halbwachs)の貢献は、記憶のフレーム（物質的フレームと社会的フレーム）への着目と、記憶の複数性への着目の2点であると考えられる。言い換えるならば、記憶の「場」の問題と、記憶の「競合」あるいは「ポリティクス」の問題ということもできるだろう。

現代社会学として集合的記憶研究を捉えなおす、というのが報告者の関心であるが、その際に導入するのが、場や物質的なフレームの分析と、集合的な行為主体の分析である。「過去」には、何か特権的なものがある。それは独特の真正性(Authenticity)の感覚に包まれている。それは現在の審判者であり、あるいは現在を正当化するようなアウラを持っている。こうした真正性は何に由来するのであろうか？もちろん、「過去それ自体」というものは存在しない。それゆえ、なんらかの喚起力を持つ媒介物、象徴、表象によって、re-presentation（代理=表象）されるものである。過去という時間の感覚を生み出し、それに真正性を与えているもの、それは記憶の場を構成する様々な物質的、空間的なフレームである。本報告の関心からいえば、これは遺骨の持つオーセンティシティの問題として提起することができるだろう。

集合的記憶の社会学は、物質的な基礎に着目することによって時間と空間を社会分析に取り入れるという点で戦略的な高地を確保できる。また、そうした時間と空間における行為者としてエージェントを考えることができる。ここでいうエージェントとは、ある特定の記憶の場を目指した様々な社会的相互作用を行う主体である。それは儀礼を執行する主体であり参加者であり、言説を産出する主体でもある。

アジア・太平洋戦争における戦没者は約240万人にのぼるといわれる。戦後、国家事業として遺骨収集が行われ、124万5千程の遺骨が送還されている。しかし、115万5千程

は未収骨である。「鉄の暴風」が巻き起こったと表現されることもある、国内唯一の地上戦が行われた沖縄では、わずか3カ月の間に20万を超える死者を出した。これは米軍の艦砲射撃、爆撃、上陸戦、掃討作戦による死者であり、敵味方両陣営の軍人・軍属の他、民間人の犠牲者である。本報告では、今なお国内における遺骨収集が行われている沖縄において、このような独特の喚起力を持つと思われる遺骨をめぐる様々な行為主体の動きを考察の対象とする。

沖縄における遺骨収集は自発的・自生的な行為として始まる。北部の疎開地や仮捕虜収容所から帰郷した住民たちが、まずやらなければならなかったのは遺骨の収集と処理であった。こうした努力によって、遺骨は、地表面に露出したものはその多くが収集された。昭和38(1963)年3月に行われた那覇日本政府南方連絡事務所、琉球政府援護課、沖縄遺族連合会との会合では現在の収骨状況として、対象となる遺骨の97パーセントが処理されたとしている。未収骨であるものは次の3点が課題となっているという認識が示された。すなわち、1) 機械力を必要とする埋没壕の調査・収集、2) 戦時中、仮埋葬されたもので情報が不明のもの(どこに埋められてしまったのか分からなくなっているもの)、3) 不発弾などと一緒となっているため危険を伴うもの、などの調査・収集が課題として残されているとしている。

昭和31(1956)年以降、沖縄における遺骨収集は日本政府から琉球政府への委託事業となり、さらに、昭和47年の復帰後は、琉球政府から県生活福祉部援護課が主管、身元判明の遺骨・遺留品は厚生省経由で遺族へ送還されることとなった。沖縄出身者の遺骨は那覇市識名に設けられた中央納骨所へ納められた。遺骨収集作業には、多くの組織や団体に関わり、またそうした協力が必要であった。

平成7年度をもって、大規模な県民遺骨収集も終了した。しかし、現在も沖縄では遺骨収集の努力は続けられている。戦後64年目を迎え、遺族や遺児たちも高齢化したが、現在はその担い手を変えつつ継続されている。そうした担い手のひとつに様々なヴォランティア団体やNPO法人がある。

NPO法人「戦没者を慰霊し平和を守る会」(佐賀県 理事長永田勝美)は第2次世界大戦戦没者の遺品や遺骨を収集して遺族に返還する活動を行っているが、沖縄戦戦没者の遺骨収集を体験するツアーも毎年組んでいる(2008年度で4回目)。メディアにも取り上げられ、その模様を追ったドキュメンタリー番組も作成され放映されている。昭和54(1979)年以降、沖縄での遺骨収集に携わらなくなっていた旧日本青年遺骨収集团(現JYMA)も、2004年から沖縄での遺骨収集を再開している。一方、2007年には、文部科学省所管の社会教育団体「修養団」が、1986年以来、20年にわたって続けてきた沖縄での遺骨収集作業を参加者の高齢化による体力低下などを理由として終了した。遺骨収集に多くの若者たちがヴォランティアとして参加する状況は沖縄に限ったことではない。アルピニストとし

て著名な野口健は京都に事務局を持つ NPO 法人空援隊(理事長 杉若恵亮)とともにセブ島などの遺骨調査活動に参加し、インターネットや TV などの様々なメディアにおいて発言をしている。

2009年2月23日、共同通信系で「遺骨収集を雇用の受け皿に、沖縄 国に要望へ」と題する報道が配信された。こうした報道を受けて、翌2009年2月24日にはガマフヤー、NPO法人プロミスキーパーズ、那覇市 NPO 活動支援センターの3者による「遺骨収集で雇用支援を」NPO 連絡協議会が発足している。那覇市 NPO 活動支援センターによれば、この試みは、「ガマフヤーの『沖縄戦で酷い死を強いられた人に対する尊厳ある遺骨収集』で、プロミスキーパーズによる『今を生きる人たちの尊厳を重んじた』就労の場にする」という計画である。

現在、沖縄で行われている遺骨収集作業は、沖縄県が年間600万円ほどの予算規模で行っている国からの委託事業である。市民参加型の遺骨収集は那覇市、平和交流事業の一環として行われたが、予算はゼロであった。今回のこの計画は、国から県へ委託するのではなく、その受け皿に非営利団体である NPO 法人の協議会へ予算を下ろし、それを就労支援事業と結びつけるというものである。

ガマフヤーの標榜する「尊厳ある遺骨収集」の前提には、やはり遺骨が身近に存在したという沖縄に固有の状況がある。宗教人類学の視点からするならば、死者の埋葬や慰霊行為は通過儀礼のひとつであると考えられる。分離—境界—再統合という象徴的な行為・儀礼を経ることによって、葬儀は、「死者に社会的地位を与える」ことになる。つまり、埋葬されぬまま放置されている遺骨は、境界状況のまま60年以上放置されている状態であるといえるであろう。

実際の遺骨収集という行為を考えてみよう。遺骨収集では、人は個人ではなく一定の集団として行為する。その意味で収骨作業はそれ自体協働的な行為である。さらに収骨された遺骨は、慰霊祭、納骨に至るまでに様々な集団の手を経てゆく。それぞれが独自の組織と目的を持っている。そして、遺骨収集という複合的な協働行為によって参加者は意味を与えられ/意味を見出す。

見落とすべきではないのは、遺骨収集が地表遺骨の処理に始まり、埋没遺骨の探索へと変化してきたことである。敗戦直後から、遺骨収集は疎開地や仮捕虜収容所から帰った住民たちのやむにやまれぬ行為として始まった。その意味で、それはヴァナキュラー(vernacular)な行為であったといえるだろう。協働的行為は集合的記憶が生成される局面である。いわば収骨の実践共同体が構造化の契機となったと考えることができよう。昭和30年度までに、こうして収集された遺骨は135,023柱にも上っている。こうして、地表骨の収集はそのほとんどが終了し、もはや日常の生活には支障をきたさない状態となった。しかし、それでも遺骨収集は終わることはなかった。機械力を必要とする埋没骨の探索と

収骨に人々は突き動かされていく。遺骨は探索されているのだ。

現在の遺骨収集は、世代が代わり、戦争経験や直接肉親が戦争とかかわっていない人々によって担われようとしている。それは探索された遺骨であり、直接的な関係者でない者たちにとっても、それは手を合わせるべき存在であり、何らかの慰霊行為が行われ、新しい意味が見出されている。とりわけ遺骨収集が様々な集合的行為者(agency)によって行われている沖縄ではこのことは顕著である。エージェンシーの参画によって、意味的な変容も促進されている。新都心や真嘉比という沖縄における新しい商業施設や交通網の再開発と若い世代の新たなリアル構築が並行して進行している。また、グローバルな資本主義の浸透とその破壊的な帰結である格差社会への対応としての雇用対策とも結びつけられようとしている。生者であるにしろ死者であるにしろ、その「尊厳」をめぐる相互作用に展開しつつある。戦後64年を迎える現在の日本でも遺骨の持つ喚起力は失われていない。その意味で、沖縄における集合的記憶は常に生成され続けているといえるだろう。遺骨収集に関連する動き、集団自決の問題に対する激しい抗議にしても、贖われていない過去からのレスポンスであり、集合的記憶からの現在の社会状況や国家に対するレスポンスであると考えられる。

戦後静岡における戦没者慰霊の展開

千地健太（一橋大学・院）

本報告では、日本敗戦後の静岡県における護国神社をめぐる動きや新たに建設された県立の碑などに着目し、「戦没者慰霊」をめぐる議論に一石を投じることを試みた。これまで、戦争による死者とその遺族に対する慰霊と顕彰の問題として、靖国神社や公葬が取り上げられてきた。それは、「靖国問題」という枠組みで論じられることが多かった。そのなかで「戦没者慰霊」は、遺族の悲しみを抑圧し、後に続く兵士や銃後の人々を鼓舞する、いわば動員装置の一つとして捉えられてきた。部隊における戦死の確認→部隊葬（戦地及び内地）→「遺骨」の出迎えと公葬（市町村）→護国神社、靖国神社への合祀という流れで行うこととされた戦死者の確認から始まる一連の慰霊・顕彰は、これに合わせて、国においては靖国神社、道府県においては護国神社、市町村においては忠魂碑、忠霊塔という施設の整備も伴って、日中戦争期に急速に構築されていった。この慰霊、顕彰のためのシステムは、すでに戦争中から、戦争の長期化、総力戦、「玉砕」、銃後の戦場化（空襲の激化）、激増する戦死者、戦況の悪化などの要因から、機能不全に陥りつつあったが、この点については本報告では前提として踏まえるだけとして、敗戦後の静岡県に焦点を合わせた。こ

れまで、「戦没者慰霊」に関する研究は、戦前、戦中期の事例を扱うものがほとんどで、敗戦後の事例を取り上げたものは少ない。しかし、今日に連なる「戦没者慰霊」は、未曾有の戦争による大量の、多様な死を前提としつつ、国家神道の廃止と非軍事化政策、遺族会の結成、戦後の援護行政の開始といった状況に強く規定されて、誰が「戦没者」か（誰を対象にするか）、どのように「慰霊」するか、を模索しつつ、戦後に形作られたものであり、これらを検討する必要がある。本報告では、公刊資料のほか、後述の静霊奉賛会所蔵の資料や、静岡県や自治体所蔵の公文書、後述する静霊講や静岡県遺族会の機関紙などに依拠して、敗戦後から50年代までの静岡県における県レベルの「戦没者慰霊」の実態を明らかにする事を目的とした。

1、死亡公報と「遺骨伝達」

敗戦後、遺族に初めて、その近親者の死を知らせたのは死亡公報であり、死と向き合わせたのは「遺骨伝達」であった。静岡におけるデータが乏しいため、岩手県と群馬県の事例によると、15年戦争における戦死者の死亡公報の大半が戦後になされ、1946年と1947年が発令のピークであり、1948年までに、大半の死亡公報が発せられた。静岡でも、大きな違いはないものと考えられる。また、死亡公報を受け取った遺族には「遺骨伝達」がなされたが、死者の遺骨が渡されることはまれで、新潟県では、ほとんどの「遺骨」が、紙などに死者の名前を記した「霊璽」と呼ばれるものであったという。多数の「遺骨伝達」が同時に行われる時、それは「遺骨伝達式」という形を取り、新しく「遺族」となった人にとって初めての「慰霊」の式典となった。静岡県における1947年、48年頃の遺骨伝達式は、陸軍関係については県内各地の寺院などで、海軍関係については静岡市の臨濟寺で行われ、一回につき3000人分を超える規模であった。

2、占領期の静岡県護国神社

静岡県における公的＝国家的な慰霊と顕彰の中心施設として戦時中に建設された静岡県護国神社は、敗戦と国家神道の廃止、非軍事化政策によって存亡の危機に陥った。静岡県護国神社は静霊神社と改称し（講和後、復称）、公金の支出が禁じられたため、静岡県遺族会と静霊講という私的な団体によって維持運営が担われることになる。なお、宗教法人としての静岡県護国神社の初代宮司は、戦時中、静岡県社寺兵事課長と護国神社社司を務めた八木三男であった。一般的には、占領期は護国神社にとって受難の時代とされるが、静霊神社においては、死亡公報の発令と軌を一にするようにして、1947年、48年の2年間で約5万6千柱が護国神社へ合祀され、それに伴って、参列者遺族が2万人から5万人と見込まれる大規模な祭祀が行われた。合祀も進まず、例大祭への参列者も少なかった靖国神社とは対照的であり、戦時中は靖国神社の祭神と一致すべきものと定められていた

護国神社の祭神が、戦後においては靖国神社への合祀に先行して合祀されたことがわかる。

これを、経費や運営、合祀名簿の作成も担った静岡県遺族会は、1946年に静岡県護国神社前で結成式を行い、初期の会則上に、靖国神社と静岡県護国神社を奉賛することや「祭祀を盛んにする」こと、靖国神社の「創立の聖旨」と護国神社の趣旨に副うことを目的に挙げた団体であった。死者の父親中心で、「祭祀供養」を目的としており、生活困難なもの同士の相互扶助は、実際上は後景に退いていた。一方の静霊講は、護国神社の維持を遺族会のみ任せるとはならず、「県民各位のご理解とご同情」に基づいて広く県民で行おうという趣旨で結成されたもので、担い手は地域の有力者や篤志家と思われる。その機関紙上では、戦時中の静岡県護国神社の移転拡張が、「時局便乗の水膨れ」や「軍の力で大きくなった」ものであるという見方を強く否定しつつ、静霊神社を県民全体が氏子となって奉賛する事を主張し、さらに、「また今後は新しい戦争犠牲者は絶対に生じない筈ですから、新祭神も当然一般文化功労者の方へ時日を遡ってまでも拡張合祀ということに必ず相成りましょう、この態勢ができあがって始めて名実共に日本一の新しい県民神社ができあがることになり、それがまた大乗の神道の理念と当局の方針とに合致する所以でもあるのです。」という主張がなされていた。

3、講和条約発効・援護行政の始まりと戦没者慰霊

講和条約発効と戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法）と軍人恩給の「復活」による援護行政の始まりは、戦没者慰霊においても転機となった。1952年5月2日、国による初めての全国戦没者追悼式に合わせ、静岡新聞と県の共催で静岡県戦没者追悼式が行われた。しかし、小規模なものであり、翌年以降は行われず、63年以降、全国戦没者追悼式が定例化しても8月15日に県としての式典は行っていないようだ。一方、盛大に行われたのは、同年の5月8日、9日に護国神社で行われた「対日講和条約発効奉告祭並びに臨時大祭」であった。県議会議長を祭典委員長に、運営は県職員総出で行われた。経費は県市町村の負担で、当日参列遺族は2万5千人に上ったという。県の護国神社への関与が、公然と復活した。国主催の全国戦没者追悼式は、「非宗教的」なものである事が強調され、会場も新宿御苑であった。公人の宗教行事を伴う式典への参加は51年から緩和され、靖国神社でも盛大な例大祭が行われ、首相や天皇の参拝も行われていたが、神社神道に則った祭典の経費をすべて公金でまかない、運営も職員が行うというのは国ではあり得ない。靖国神社が全国戦没者追悼式の会場となったのは、64年の1回のみである。

また、援護法の施行にあたって「戦没者遺族、戦傷病者、未亡人および留守家族等の戦争犠牲者の援護、その他これらの者の処遇に関する事項を審議するため」設置された静岡県戦争犠牲者対策協議会（52年～56年）に「慰霊部会」が置かれ、講和後の、県単位の「戦没者慰霊」の骨格が作られていく。そのなかで、私的な団体であった静霊講が、静

霊奉賛会に改組され、今日に至っている。静霊奉賛会は、「県民一体とする特別の団体」とされたが、会長は歴代県知事が務め、評議員として県内各市町村長が名を連ねる団体であり、財源は県と市町村からの補助金であった。その主な事業は、護国神社の維持と後述の春秋の式典への拠出である。少なくとも50年代においては、静岡県護国神社の経営はかなりの部分を静霊奉賛会からの寄付金に頼っていると思われる。

また、静岡県戦争犠牲者対策協議会では、戦時中に静岡県で計画された忠霊塔に「支那事変以降の戦没者の分骨を収めるよう準備」されていたものが、敗戦によって計画が中止となり、静岡市内の大寺院である臨濟寺に預けられていた「分骨」をどう処理するか話し合われた。結局、県費によって「供養塔」を建設し、そこに納めようということが検討されたのだが、最終的には、建設場所は護国神社境内となり、経緯は明らかではないものの、対象者を、1、軍人軍属の戦没者 2、軍人軍属にして今次戦争の傷病による帰郷後の死亡者 3、法務関係死没者 4、今次戦争の戦禍により死没した一般邦人、とし、およそすべての戦争による死者を対象に含める、県立の慰霊碑を建設することになった。そして、単に対象者を要項上規定するのみならず、その裏付けとして、死者一人一人の名前や本籍、死亡した場所などを記した「霊牌」を収めることとされた。これは、どこまですべての死者についての調査と「霊牌」の作成が行われたのかは不明であるものの、直接戦闘に起因する軍人軍属の戦死者に合祀を限定しようとしていた戦時中の靖国神社はもとより、動員中に死んだのではない戦災死者を合祀することがなかった戦後の靖国神社、護国神社の合祀対象とも、明らかに異なるものだった。この、納骨施設と記念碑という二つの性格を持つ施設は、『平和への誓い 静岡県慰霊と援護五十年』（静霊奉賛会1996）では「静岡県戦没者戦災死者慰霊標」という名称とされているが、建設当時の資料や新聞報道などでは、「戦争犠牲者慰霊標」という呼称が一度見られるのみで、単に「慰霊標」とされている。当時の静岡県民生部長、数原貢は、後年以下のように回想している。

〔前略〕〔慰霊標〕にお祭りするものは、先に述べたここに奉納された分骨の無名の戦死者である。しかし当時の戦災者の遺族の気持ちを推し量れば、これまた無視でき難い戦争犠牲者として、その霊をここにお祭りすべき状況にあった〔中略〕

そしてその正面の石柱に、この標の名前をとということになったのであるが、戦死者が実質的には数の上で中心であるので戦前であれば忠霊塔、忠魂碑とか書くところであるが、単に慰霊塔でも表現が弱いし、戦死者的な表現はまだ昨日の今日であってあからさまには加えられないしで、石柱に刻み込む名称は平和回復後にほとぼりが覚めたところで、関係者の方々に改めて憚りなく堂々と命名し決めて頂くというのが、当時の知事を始めとする関係者の所存であったのである。

（『平和への誓い 静岡県慰霊と援護五十年』（静霊奉賛会1996）P637）

現在も正面の石柱には何も刻まれていないままである。慰霊標の除幕式は52年11月3日に行われたが、名称においてすら、この新しい記念碑を明確に位置づけることができなかった、ということではないだろうか。

その後、静岡県護国神社と慰霊標では、それぞれ静岡県における公的な戦没者慰霊の式典が毎年、行われるようになる。春には静岡県仏教会主催の「戦歿・戦災 慰霊大法要」（会場は護国神社境内慰霊標前 費用は仏教会と静霊奉賛会の折半）が行われ、秋には「護国神社慰霊大祭」（費用は静霊奉賛会の支出）が行われていた。毎年、春には2～3000人、秋には約2万人が参加し、参加者は市町村と遺族会によって組織された。「慰霊大法要」には戦災死者の遺族も列席し、慰霊標が戦災死者を含んでいる事を担保した。「護国神社慰霊大祭」の慰霊対象は、当然ながら護国神社の祭神であった。参列者の数では、秋の「護国神社慰霊大祭」の方が盛大であり、予算面、主催のあり方からしても「護国神社慰霊大祭」が、「戦没者慰霊」のための静岡県中央式典としての位置を長く占めることになった。8月15日は、少なくとも静岡県では公的な「慰霊」の中心ではなかったし、式典は宗教色が色濃いのものだったということが出来る。

4、護国神社合祀をめぐって

上記の静岡県戦争犠牲者対策協議会では、「静岡県護国神社合祀資格審査基準」の策定も行われている（協議会としての決議は、54年3月）。援護法、恩給法の対象にならない「戦争犠牲者」が多数いるという認識の下、戦時中の靖国神社の合祀基準に対して、合祀対象を拡大しようという意図の下で、策定はなされた。「県民的」神社であるとするならば、戦争の実態、多様な死に対応するために合祀対象を拡大しなければならないという課題が、浮上したといえるのではないか。特に留意されたのは、帰郷後の死亡、つまり、従軍中に受けた傷や病気が原因で帰郷後に死んだものと、平病死者、つまり従軍中に、個人の責任に帰し得ないとされた特定の流行病以外の病気によって死んだものであった。前者については靖国神社の基準に比べて制限が緩和され、後者については、靖国神社では戦後の合祀に当たっても、祭神から平病死者は除かれているようである。ただし、この静岡県護国神社合祀資格審査基準の策定には、すでに神社本庁に属する宗教法人となっていた護国神社の宮司は参加しておらず、策定の直後に、神社側と県側で齟齬が生じる。また、村役場からは、援護法・恩給法が適用されたことを根拠に、護国神社への合祀を求める声も上がっており、護国神社の合祀対象の拡大については、拡大を求める行政と靖国神社との結びつきを基盤に自立性を持ちつつある護国神社との間で、齟齬が生じていた。

会則の付則にありますように、会計年度は4月～翌年3月となっております。2009年度会費の納入をお願い申し上げます。また2008年度までの会費が未納の方がいらっしゃいます。未納の方は相当額を郵便振替にてお支払いくださいますようお願いいたします。

会費は、年額で、一般の方5000円、院生の方3000円です。

郵便振替 口座番号00120-8-169850

加入者名 同時代史学会

なお、お支払いいただいた振替用紙をもって領収証にかえさせていただきますので、ご了承ください。

また、住所などにご変更のある場合は、振替用紙にその旨をご記入ください。よろしく願い申し上げます。

同時代史学会 2009～2010 年度役職者一覧

代表：浅井良夫

副代表：植村秀樹

理事

浅井良夫、安達宏昭、荒木田岳、井川充雄、池田慎太郎、伊藤正直、植村秀樹、梅崎透、及川英二郎、岡本公一、菊池信輝、小林知子、進藤兵、高岡裕之、豊下楯彦、永江雅和、中北浩爾、中野聡、西野肇、原山浩介、兵頭淳史、玄武岩、平井一臣、三宅明正、安田常雄、吉田裕、若林千代

会計監事

吉川容

研究会委員

吉田裕、及川英二郎、岡本公一、進藤兵、高岡裕之、中野聡、川口悠子、斉藤伸義、佐治暁人、千地健太、土屋和代、豊田真穂、根津朝彦、長谷川亮一、松田春香、和田悠

編集後記

「格差」と「貧困」が日本における焦眉の社会問題という認識が広まるなか、「蟹工船」がブームとなり、さらに昨年「リーマン・ショック」以来の世界的経済危機の中、マルクス再評価の動きが起こっているといます。こうした動向が一過性の、まさに「ブーム」で終わるのか、階級論や現代資本主義論の今日的な再構築から、新たな歴史・社会認識として社会に定着するものが作り出されるのか、注目されるどころです。(兵頭淳史)

同時代史学会 News Letter 第15号

発行日 2009年11月27日

同時代史学会

連絡先：〒214-8580

神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1

専修大学経済学部 永江雅和研究室

Tel/Fax 044-911-0564

nagae@sei jo. ac. jp